

役員会（要旨）

日時 平成27年3月5日（木）午前9時30分～午前11時45分

場所 学術情報総合センター6F 会議室

メンバー 西澤理事長、柏木副理事長、桐山理事、宮野理事、安本理事、石河理事、藤野理事、田中監事、大嶋副学長、井上副学長 ※□は出席者

【審議事項】

1 研究不正防止に係るガイドライン改正に伴う本学の対応について

<事項区分>法人事項・大学事項

<所管理事等>宮野理事

<資料説明者>清水研究支援課長代理

<概要>

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日文科科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」が施行され、本学では平成26年6月に研究担当副学長を委員長とする「研究不正防止策検討委員会」を設置し、平成27年度からの本学における研究不正防止策を検討してきた。その検討結果に基づく対応案について審議を行う。

<意見内容>

- ・コンプライアンス推進責任者が研究院長となっているが、実質的に機能するところが研究科であるならば、研究科長が責任者になるのではないか。人事に関する事項は研究院が担うことになっている。研究科で議論したものを研究院で最終承認するなど、現実な運用にすることも含め、整理していただきたい。
- ・先例的に運用している他大学の状況を調べてもらいたい。
- ・出張判断の専決権を当該教員に委ねることになっているが、大学行事等を優先してもらいたい時に大学からの指揮命令との整合性は図れるのか。また、旅費等の不正があった場合、その責任の所在として当該教員で対応できるものなのか。

<審議結果>

- ・一部考え方を整理のうえ、再提案。

2 学生へのメールアドレス付与と同アドレスの一次連絡先への利用について

<事項区分>法人事項・大学事項

<所管理事等>安本理事

<資料説明者>安本理事

<概要>

学術情報総合センターが全学生対象に発行している電子メールアドレスを、大学から学生への一次連絡先とし、今後、大学メールアドレスとすることの共通認識を持つための審議を行う。

<意見内容>

- ・学内周知については速やかに行っていただきたい。

<審議結果>

- ・原案のとおり承認。

3 大学後援名義の使用承認について

<事項区分>大学事項

<所管理事等>宮野理事

<資料説明者>熊田学務課長

<概要>

医学研究科遺伝子制御学の森田教授より、日本宇宙放射線研究会が主催する「国際宇宙放射線重粒子線治療シンポジウム2015」において、大阪市立大学後援名義の申請があった。

本シンポジウムは、宇宙放射線および重粒子線治療に関して、国内外の研究者が集まって議論を行います。この機会に、大学の学術・研究活動に対しての支援を国内外にアピールし、大学の認知度をさらに高めることが期待されるため、大阪市立大学の後援名義の使用承認を推薦する。

<審議結果>

- ・原案のとおり承認。

【報告事項】

1 東京活動報告について

<事項区分>法人事項

<所管理事等> 柏木副理事長

<資料説明者> 白井企画総務課長代理

<概要>

前回報告（平成 27 年 1 月 29 日）以降の東京活動状況について報告。

2 第 26 次構造改革特区申請の内閣府の回答について

<事項区分>法人事項

<所管理事等> 宮野理事

<資料説明者> 平井研究支援課長

<概要>

産学官連携推進の為、「公立大学法人の大学発ベンチャー企業への出資による地域活性化推進事業」の特区への提案申請に対する内閣府の回答を報告。

<意見内容>

- ・公立大学法人がベンチャー企業に対して出資することに関する許可の通知の有無及び送付予定については確認する必要がある。
- ・契約予定相手方との契約のスケジュール及び内容については、進展があり次第、役員会で報告していただきたい。

3 大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施取扱い要項について

<事項区分>法人事項

<所管理事等>西澤理事長

<資料説明者>都司施設整備担当課長

<概要>

平成 27 年 1 月 23 日に制定された「大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施規程」を 4 月 1 日に施行するにあたり、取扱いの詳細（大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施取扱い要項、周知の方法等）を説明する。

【その他事項】

1 新大学検討会議

- ・3 月 9 日（月）新大学検討会議の案件確認を行った。

2 部局長等連絡会

- ・3 月 9 日（月）部局長等連絡会の案件確認を行った。

報告事項（4）大阪市立大学安否確認システム運用要項について

報告事項として挙げる予定であったが、以下の意見内容の整理が必要であるため、取り下げとなった。

<意見内容>

- ・安否確認システム運用を定めて理解してもらうには、理念を明示することが必要ではないか。
- ・学生には大学が付与するメールアドレスを自動的に登録するのであれば、第 3 条の「メールアドレスをシステムに登録しなければならない」の文言には、違和感がある。資料の内容が「大学が付与するメールアドレスを一次連絡先として利用する方針（大学側から学生に一次連絡先として情報通知を行っていく）」と齟齬が生じているように見える。整合性が図れるよう文言を見直してもらいたい。
- ・今後、どういう時期にどのような内容で全学的に示していくのか、再度、整理すること。

3 大阪市立大学 プレスリリース案件

<事項区分>法人事項・大学事項

<所管理事等>柏木副理事長

<資料説明者>片山広報室長

<概要>

2 月分のプレスリリース案件一覧の報告。
市大記事掲載・放送一覧及びホームページ・Facebook 掲載件数の報告、
その他の取り組みについて。